

平成27年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年3月2日（月曜日）

○議事日程（第2号）

平成27年3月2日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の
制定について
- 日程第 3 議案第 2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を
改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の保育料に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 尾鷲市役所出張所設置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5号 尾鷲市行政手続条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6号 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7号 尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理
に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8号 尾鷲市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び
管理に関する条例の廃止について
- 日程第10 議案第 9号 平成27年度尾鷲市一般会計予算の議決について
- 日程第11 議案第10号 平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算
の議決について
- 日程第12 議案第11号 平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予
算の議決について
- 日程第13 議案第12号 平成27年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の
議決について
- 日程第14 議案第13号 平成27年度尾鷲市病院事業会計予算の議決につい
て
- 日程第15 議案第14号 平成27年度尾鷲市水道事業会計予算の議決につい
て
- 日程第16 議案第15号 平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の

議決について

- 日程第17 議案第16号 平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第3号）の議決について
- 日程第18 議案第17号 平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第3号）の議決について
- 日程第19 議案第18号 平成26年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3
号）の議決について
- 日程第20 議案第19号 平成26年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2
号）の議決について
- 日程第21 議案第20号 尾鷲市子ども・子育て支援事業計画について
- 日程第22 議案第21号 尾鷲市高齢者保健福祉計画について
- 日程第23 議案第22号 尾鷲市障がい福祉計画について
- 日程第24 議案第23号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい
て
- 日程第25 議案第24号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第26 議案第27号 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正に
ついて
(質疑、委員会付託)
- 日程第27 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 真井紀夫議員 | 2番 内山鉄芳議員 |
| 3番 中平隆夫議員 | 4番 田中勲議員 |
| 5番 小川公明議員 | 6番 濱中佳芳子議員 |
| 7番 三鬼和昭議員 | 8番 南靖久議員 |
| 9番 榎本隆吉議員 | 10番 高村泰徳議員 |
| 11番 奥田尚佳議員 | 12番 三鬼孝之議員 |
| 13番 村田幸隆議員 | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	岩	田	昭	人	君
副	市長	山	口	武	美	君
会計管理者兼出納室長		南			進	君
市長公室長		北	村	琢	磨	君
総務課長		下	村	新	吾	君
財政課長		宇	利		崇	君
防災危機管理室長		大	和	勝	浩	君
税務課長		尾	上	廣	宣	君
市民サービス課長		湯	浅	富士	雄	君
福祉保健課長		三	鬼		望	君
環境課長		仲		浩	紀	君
水産商工食のまち課長		内	山	洋	輔	君
木のまち推進課長		内	山	真	杉	君
建設課長		更	谷	哲	也	君
水道部長		上	田	敏	博	君
尾鷲総合病院事務長		諦	乗		正	君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長		大	川	勝	之	君
教育委員長		上	岡	雄	児	君
教育長		二	村	直	司	君
教育委員会教育総務課長		佐	野	憲	司	君
教育委員会生涯学習課長		川	口		清	君
教育委員会学校教育担当調整監		山	本		樹	君
監査委員		千	種	伯	行	君
監査委員事務局長		深	瀬	由	佳子	君

○議会事務局職員出席者

事務局長	内	山	雅	善
事務局次長兼議事・調査係長	岩	本		功
議事・調査係書記	松	永	佳	久

〔開議 午前10時00分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略いたします。

ここで、昨日3月1日から監査委員に御就任されました千種伯行氏より御挨拶をいただきます。

監査委員。

〔監査委員（千種伯行君）登壇〕

監査委員（千種伯行君） 今回、代表監査委員に選任いたしました千種です。どうぞよろしく願いいたします。私といたしましては、重責で身の引き締まる思いでございしますが、監査委員としての職務を自覚し、その職責を果たすべく研さんに励み、コンプライアンスの徹底と監査業務の中立性を堅持し、その向上を目指したいと存じております。

微力ではございますが、皆様方の御指導、御鞭撻をいただき、その実を上げられるよう一生懸命努力いたす所存でございますので、皆様方の御協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

議長（村田幸隆議員） ありがとうございます。今後4年間、よろしく願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において2番、内山鉄芳議員、3番、中平隆夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号「教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」から日程第26、議案第27号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」までの計25議案を一括議題といたします。

ただいま議題の25議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これに従い、許可をいたします。

最初に、12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） 質疑の通告をいたしておりますので、議案第13号「平成27年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」質疑をさせていただきます。

平成26年度の補正予算の3号では、医業収益が40億2,300万円、それで、損益が1億2,400万3,000円の欠損金が計上されております。それで、27年度の予算では医業収益が40億6,000万円で、欠損金が8,351万1,000円となっております。これ、26年度の3号補正と比較いたしますと、率で32.6%の減少、金額で4,049万2,000円の減額というようになっております。

この要因につきましては、入院患者の延べ数が前年度7万3,186人に対して、本年度の27年度の当初予算の計上では7万9,056人の延べ患者数でございます。5,870人ふえております。この数字が病院当局としては、こうあってほしいという努力目標の入院患者の数ではないかなというふうに私は思っておりますので、この7万9,056人の入院患者延べ数についての算出基礎を、根拠ですか、それを示していただきたいと思っております。

それと、平成26年度の当初予算での入院患者数は8万1,148人に対して、補正3号では7万3,186人ですから、7,962人の減少ということですね。それで、本年度の7万9,056人の入院患者数は現状の病院の医療の中での医師の体制では、過剰な見込みではないかなというような思いがございますので、それと、人件費につきましても前年比8,725万円の増額となっております。見込みの入院患者数が例えば昨年並みになった場合のときを考えると、一時借入金が増額が必要ではないのかなというような予測をいたしますけれども、その辺のところ、事務長の答弁を求めたいと思っております。

それと、2点目ですけれども、市長が所信表明の中で医療体制の確保の中で、リニアックの件が表明されておりました。現在、いろいろと問題になっておりますので、リニアックの更新事業について質疑を行いたいと思っておりますけれども、議長、よろしいでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 病院のことでするので、特別に許可をいたします。

12番（三鬼孝之議員） ありがとうございます。

それでは、リニアックの件で質疑をさせていただきます。開設者の岩田市長にお伺いしますが、更新事業が病院の当初予算に計上されておられませんけれ

ども、この事業につきましては、これまでも所管の生活文教常任委員会で再三再四、老朽化に伴う更新事業についての説明がありまして、委員会としても現地視察を行っております。それで、これまでリニアックの事業を計上されず先送りをされたということにつきましては、市長のその辺の見解をお聞きしたいと思いません。先送りしたことによって、昨年4月には県からがん診療連携推進病院に指定されておりますね。それと、がん指定病院は、1年更新で、リニアックがなければ、指定が取り消される可能性があるということですね。それと、リニアックの件につきましては、医師確保の影響とか、指定のためにこれまで努力してきました看護婦、病院関係スタッフの方々への影響も少なくないのではないかと考えております。また、リニアック更新事業予算の見送りは、大学、県、国、看護師、病院関係者に、尾鷲市のリニアックへの姿勢を示したと言えますけれども、このことにつきましては、すなわち、がん治療に対して積極性を失っているということを受け取れかねないと思えますし、また今回、少なくともリニアックの予算計上を行いまして、大学、医師、国、県に市の姿勢をPRすべきではなかったかなと思えますので、市長、その辺を私は残念に思っておりますけれども、今回、当初予算に先送りをした理由について、市長、お伺いをいたしたいと思えますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それでは、まず、リニアックについて答えさせていただきます。

議会でもリニアックにつきましては、有利な補助を見つけて対応したいというふうに説明をさせていただいております。先般、有利な補助制度があるということで申請をしようとしたのですが、精査をしますと、可能性としてはもうゼロに近いということでありましたので、今回は見送りをさせていただきました。しかし、これは、リニアックをやめるという話では当然ありませんので、今も有利な補助を探している。私も県の医療対策局に出向きまして何か名案がないか相談をしているところでありますし、さらに、補助だけじゃなしに、例えば、今、新しい資金調達もいろんな手法がありますので、いろんな新しい資金調達についても研究するように指示を出しているところでありますので、今後、そういった対応をするべく、有利な補助、あるいは、考えられる資金調達等も精査しながら対応させていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 平成27年度の予算につきましては、26年度の

今の状況を踏まえまして進めさせていただいております。医師によっては、なかなかオペをするとか、保存療法とか、根治率がございますけれども、そういう見解もあって、今、外科系の手術が減ってきておりますので、26年度を踏まえて、余り過剰な予算編成にならないようにということで進めさせていただきました。

尾鷲総合病院を取り巻く東紀州地域においての高齢化率が高くなって、入院患者においては、生活支援医療患者が非常にふえております。特に整形でいえば、今、2人の医者で48人入院されておりますけれども、骨折が非常に多くて、ギブスを巻いたりして、そういう人たちを進めていくという形になります。だから、その辺も踏まえて、入院延べ人数が6,000人の増加見込みということで組ませていただいておりますので、これは、高速が熊野まで伸びて、熊野の新規患者さんが毎月どんどんふえておりますので、この辺も踏まえて、管理職会議、運営会議の中で諮らしていただきましたので、よろしく願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） リニアックの件は、市長は有利な補助金の事業が該当ならんで見送ったということがございますね。年度中に、補助金が例えばつかなかった場合にどうされるんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） リニアックにつきましては、今、稼働しているわけでありまして、当然、修繕等の対応が必要な場合については、その修繕をやらせていただくということでありまして、それ以外に、もし使用不可能等になった場合につきましては、病院のほうで名大等と連絡をとってもらって、その打ち合わせはもう既に済んでいるところでありますので、御理解を願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） それで、リニアックの件ですけれども、この東紀州の医療圏の人口が7万9,578人だそうです。それと、予想放射線治療患者数が今年度で216人ですか、そんな数字が予測されておまして、現在、尾鷲総合病院でのリニアックの利用者数は、平成25年度の多い月で1カ月延べ68人、それと、平成26年度で7月の実績では延べ100人になっておりますね。それで、収支ですけれども、過去4年間の収支を見ますと、平成23年度は260万8,000円の赤字が出ておまして、平成22年、24年、25年につきましては黒字が出ておまして、3年間の平均が466万円になっております。

総合病院でリニアックがなくなれば、なくなればというか、年度内に故障した

場合に、補助金がつかないで故障した場合に部品がないとかというお話がありますから、稼働不能に陥るわけですね。最悪の場合、そうなった場合に、やっぱり患者さんに対する肉体的な関係とか、経済的な関係で大きな負担が予想されると思いますけれども、その辺も心配しておりますね、患者さんはね。それで、例えば、松阪、伊勢のほうへ治療に行くとなると、高速ができたとはいえ、やはり放射線の治療の場合は、入院はできませんから、国の方針なんかで。そうすると、やっぱりいろいろと負担が出てくるので、やっぱり早急にリニアックを老朽化している、やりかえる必要があるんじゃないかなというように思います。

今回、見送ったことによって、やはり市民の間では、市長の病院経営に対する熱意が感じられないとか、市民の生命にかかわる大きな問題であるのに、開設者としてのそういう認識がどうなのかというような批判も出ておりますし、それと、病院長等現場の責任者、関係者との意思の疎通がいまいちじゃないのかなという、そういう市民の間では市長批判が出ているのは事実であると思っておりますので、そういう批判に対する市長の病院に対する政治姿勢をちょっとお聞きいたしたいと思えます。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） リニアックにつきましては、患者さんの回数が多くにわたりますので、よそで行った場合については、本当に肉体的な苦勞は大きいものと認識しております。

しかし、我々は、尾鷲総合病院も守っていかなければならない、リニアックも守っていかなければなりませんけれども、尾鷲総合病院も守っていかなければならないということでもあります。リニアックに4億かかる中で、例えば、半分ぐらいの補助があれば、それは対応もと思っておりますけれども、しかし、4億かかってそれを全て自前で賄うということは、今の病院経営には大きな負担となります。そういったことも含めて、私としては、補助でありますけれども、新しい資金調達の方法はないのかどうかということ、その辺を精査しながら対応していきたいと。せっかく尾鷲総合病院にリニアックの施設を皆さんの努力でつくっていただいたわけですから、既にある施設でありますので、これは何としても存続したいというふうには思っております。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） 病院経営の現状の内容から見て、4億円という事業費については、それは大変難しいでしょうけれども、15年前にリニアックを設置して、

現在稼働して、老朽化して部品がなかったらもう使えませんよというような状況ですから、最悪の場合は、やはり自前で援護債なり、借りてやっぱり設置しなきゃならないでしょう。どうですか。

それと、病院事務長が答弁ありましたけれども、整形の患者さんの関係で入院患者をふやしたというような答弁ありましたけれども、それで、一時借入金の問題でちょっとお伺いしますけれども、今、患者1人当たりの単価の問題も含めてですけれども、平成26年度補正予算では入院患者の1人当たりの単価は3万1,438円、本年度は2万9,751円で、単価が1,687円下がっております。

例えば、平成27年度で入院患者が伸びなかった場合、昨年より多少ふえて7万5,000人台になったと想定いたしますと、入院収益が22億3,000万円、当初予算の入院収益が23億5,000万円ですから、1億2,000万円の減額となります。そうしますと、その不足分をどこで穴埋めするかというと、おのずと一時借入金で調達しなければ病院運営やっていけませんね。そういうことで、現在の今、当初予算で4億5,000万の計上かな、4億7,000万かな、4億5,000万の計上ですね。それで、例えばの話で今、言いましたけれども、1億2,000万円新たに調達するとなると、5億7,000万円で限度額が6億円でしょう。一時借入金の。それも近づくわけですね。そうすると、やっぱり27年度の補正予算で限度額に変更もあり得るんじゃないかなと思いますけれども、その辺のところはあくまでも予測ですから、私の思いとして言いましたけれども、事務長としてはどうですか。この6億円は、27年度中は変更せずにいけるというようなお考えを持ってありますか。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 一時借入金につきましては、平成25年度末で1億5,000万円残高で、本年度は2億7,000万の残高を予定しております。新年度予算におきましては、年度末一時借入金4億5,000万を想定して、今、提示させていただいております。借入金につきましては、現金の剰余が乏しく、現在の現金残高と経営状況から早期に返済することが困難な状況に陥っています。一時借入金の返済につきましては、本年度中の一時借入金は、毎月の保険医療報酬3億円の収入をもって返済に充てることとしております。医療収支の劇的な改善が見込めない中で、現在の一時借入金限度額を6億円としていますが、先ほど議員さんの言われるように、4億5,000万円の借入金は限度に近いと考えています。さまざまな対策を講じ借入金の減少を図っていきますということ

で進めていますけれども、要は、少し追加して言うならば、オペが少なくなりま
すと、オペ材料というのでも半減します。収支構造からいえば、整形に関してはオ
ペ材料が非常に多く含まれておりますので、その辺を精査しながらということ
でやれば、今回4億5,000万で済むんじゃないかと思っています。それと、今
年度の26年度においては、医療費のほうで、医療収益で2億3,000万とい
うマイナスしましたけれども、今度は材料のほうで2億近い減算ができましたの
で、それから、収益構造のほうで見れば、来年度は4億5,000万の中で進め
ていけると思っております。

議長（村田幸隆議員） 市長の答弁はよろしいんですか。

市長。先ほどの三鬼議員の質疑に対する答弁よろしいの。よろしいですか。

市長。

市長（岩田昭人君） 当然、一生懸命になって、補助とかそういった資金調達の方法
を精査しますけれども、それ以外に、もし故障とかそういった場合については、
それは当然、修繕できるものは修繕させていただきますし、修繕できないような
場合についても、もう病院のほうで対応としては考えて、話もしていただいてい
ますので、御了解を願いたいと。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） ありがとうございます。患者さんを安心させるような病院
経営をぜひよろしく開設者として取り組んでいただきますようよろしくお願いを
いたしたいと思えます。

それで、一時借入金の件ですけれども、事務長は、この辺、4億5,000万
でいけると言いましたね。それで、現在2億7,000万残高あるんでしょう。
実際に使えるのは1億8,000万ですね、運用できるのは。それでやっていけ
るんですか、本当に。どうも疑問はありますよ。それで、一借入金で随分前の過
去をさかのぼってみますと、一番多いときが随分前ですけれども、昭和60年に
4億円が最高でございます。近年では、平成16年度から24年度までは一時借
入は全然なかったです。それで、平成25年度の決算で1億5,000万の残高
があって、平成26年度3号補正で2億7,000万になっておりますね。

そして、この一時借入金をしなければならない最大の要因といたしますのは、議
会が承認しておりますけれども、平成22年度の10月から支給をいたしてお
ります医師の確保によります特殊勤務手当であると思っております。この辺のとこ
ろ、事務長、後で答弁していただきたいと思えますけれども、この特殊勤務手当

の額が平成20年10月から平成27年の2月まで約3億2,000万弱、行っておるんですね。特殊手当がね。医師確保のために。医師確保のためですから、病院経営の最大の要件ですから、これは認めざるを得ませんけれども、一時借入がふえて、議員の皆さんも病院経営は大丈夫かというような心配を皆されております。それで、この要因は、こういう特殊手当が原因であると思っておりますので、これは、医師の適正化になるまでにまだ数年はかかると思いますけれども、それまではずっと特殊手当は出さなくてはならないですよ、この辺はね。その辺のところ、これがいつまで続けられるのか、病院経営の推移と見合わせながら、医師の確保をしていかなきゃならないと思っておりますけれども、事務長のその辺のところを御答弁願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 議員さんのおっしゃるとおりは確かでございますけれども、1億5,000万から2億7,000万にふえてきたのは、まずもって、それはドクターは引き上げになるということになりましたので、上げたのは確かでございます。それは詳しくお諮りをしまして進めたのも事実でございます。それと、もう一つ大きかったのは、この病院は材料と薬品が3カ月、要するに保険請求が3カ月後に収入としておりてきますので、この病院はずっと3カ月繰り延べして払っておりました。この分が借入れの平成25年度末に出たのと、もう一つは、実は、退職金の引当金という制度がございませんので、そこに早期退職金がぼんと出てきたもので、この影響が非常に大きく出てしまいました。

収益に関しては、医師の給与とかに関しては、例えば、ほかの地方自治の病院よりも稼働率が高くて、つまり、伊勢のほうの病院に比べて収益も高いという病院でございまして、人数の割には高くなっておる。何でドクターが今までこうやって救急医療がやれてきておるといって、土曜日、日曜日に当直とかをやっていた部分非常に高くかかって、それが負担軽減になって続けられているということで、大体、1カ月に1,200万ぐらい、30人ぐらい来ていただいておりますので、その分がかさんできておると、こういうことになります。

一応、いつまでこんなことが続くのかといいますと、前も申し上げておりますように、平成30年に三重県出身の後期ドクターが75名ほど出てまいります。このときに、多分、今でももう飽和状態になっていまして、日赤病院は162名のドクターにまで至っております。だんだんとそのドクターがもう雇えなくなってくるような感じになってまいりますので、それから、平成30年度までは、この

ままのほうで救急体制をやったほうがいいんじゃないかと考えています。365日24時間救急体制の意義は、尾鷲地区は、ほかの地域に比べても非常に遠いということ、それで救急車が夜中に3件から4件は必ず走っているということでございますので、その辺を加味して、ドクターがふえるまではこのような状態で進めていくほうが良いと、こういうふうに思って、今、職員と協議してやっております。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） ありがとうございます。それで、事務長、医業収益が40億6,034万4,000円かな、入院、外来、健診、その他の医業を含めて、医業収益が40億6,034万4,000円、それで、現在、17名ですね、ドクターは。そうすると、恐らく今の体制で40億6,000万というのは私は難しいと思うんですよ。それで、今、尾鷲総合病院であと何人ぐらいの医者がいたら、何かローテーションもしっかりいって、患者も診れるというような状況にあると思いますけれども、聞くところによりますと、内科医が2人、外科医が1人とか、整形が1人とかと言っておりますけれども、例えば、それだけ年度中に確保した場合には、この40億6,000万は上回るんですか。その辺のところはどんなですか。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 今、消化器系統のドクターが定着しておりませんので、その分では、もうちょっと収入は伸びると考えています。疾病別にドクターが個々の患者さんはどう診るかというのは違いますので、まずは、消化器内科のドクターが2名、もう一つは、人工骨頭とか置換術のドクターが、整形でございますけれども、専門分野のドクターが2名ほどと。あと、外科の救急体制を維持するためにもう1人で、4人、あと、それから大体5名から4名でまずは賄えると思っています。ただし、ほかの地域と違って、365日24時間やろうとすると、常勤はそれでいいんですけれども、やっぱり非常勤のドクターに頼らざるを得ませんので、その辺は残ると思います。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） 事務長さん、リニアックの件も含めて、今回、僕もしつこいですが、事業を見送ったということの中で、尾鷲総合病院を救急医療の拠点の急性期病院ではなくて、療養型の慢性期の病院に方針をするのではないか

という、そういう危惧をされている市民もおられます、事実。そういうことで、そういうことになると大変ですね。もう24時間救急を毎日できないわけですから。ですから、リニアックを更新するというのは、大変病院事業にとっては大事なことですよ。やっぱり数字的には難しい問題はありますけれども、そういうことで、やっぱり尾鷲総合病院が市民の命を守るということを前提に立った場合は、やっぱり自前で借り入れしてでもリニアックをやる必要はあると思いますよ、市長。ですから、今後、早急に、補助金の問題も含めて自前でもやろうというような方針を立てていただけますか。しつこいようですけど、もう一度、市長の答弁をお願いします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） その件も含めて院長等も交えて議論を進めたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 次に、7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 通告により質疑を行います、先ほどの質疑とほぼ重なっておる部分もあろうかと思しますので、できるだけ重ならない部門と重ならない切り口でお伺いしたいと思います。

最初に、議案第18号「平成26年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」のうち、予算書1ページ、第3条収益的収入における医業収益の補正予算額2億3,024万1,000円の減額について、詳細な説明を求めるとともに、同じく予算書9ページから10ページにある平成26年度予定貸借対照表では、平成27年度3月31日年度末で一時借入金がほぼ2年分の2億7,000万残ってしまうことになっており、同時に、議案第13号「平成27年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」の予算書19から21ページに記載されています平成27年度予定貸借対照表では、平成28年度3月31日の年度末で一時借入金4億5,000万円となっています。特に、4条資金の中の収入及び支出による収支バランスがマイナスになっている、ちょっと現状の総合病院のいわゆる医業収益と、そういった中では設備投資の部分が非常に病院独自では返済し切れていない形になっておりますので、これは12月議会におきましても、市長に一般会計からの繰り出しを検討し、健全な資金運用ができるような病院予算にすべきではないかという指摘をさせていただいていますが、このように一時借入金26年度も27年度も、全然そういった検討もなしの数字として上がっておりますので、その辺について、もう一度、そういった議論はなかったのか、病院経営に対する財政のあり方について真摯に考えなかったのかということ、

あと一点は、リニアックの更新事業ですが、これは一問一答の中で私の角度からまたお伺いさせていただきますが、まず最初に、補正予算額の2億3,024万1,000円の減額について、どういった見込み違いであったのか、改めてお伺いしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） そしたら、御説明させていただきます。

平成26年度8月から平成27年1月までの病棟稼働率は、計画どおり86%まで推移してきておりました。尾鷲市病院事業会計補正予算（2号）の時点では、4月から赴任された医師が患者さんの容態にもなれ、手術件数も増加する見込みと考えておりました。医師の治療計画が患者さんの様子を見ながら手術を行っていく方針のため、計画どおりの手術件数には至っておらず、予定計画が達成されないこととなってしまいました。しかしながら、上半期と比較して、下半期では入院患者さんは増加しており、平成27年1月には病棟稼働率が88%まで上昇しましたが、生活支援医療患者が大半を占めております。これらの事情を踏まえて、尾鷲総合病院事業会計補正予算（2号）時での大きな減収は考えておりませんでした。今回の尾鷲市病院事業補正予算（3号）では医業収益及び医業費用を減額させていただきました。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 12月議会の質疑では、市長におかれましても、今後は予定どおり推移するのではないかというふうに考えています。事務長におかれましてもそうですね。このままの推移で、いわゆる予算額を上げたものの推移で、それほど大きくは外れていないのではないかと考えておりますというように、ちょっと、40億以上の病院を経営するのに、ちょっと検討するのがもう少し根拠的な検討がなされていないのではないかと思います。その辺は入院の率も上がったけど、当初から患者数とかそういうの見込み違いがあったのではないかなと言わざるを得ないんですが、その辺はいかがですか。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 見込み違いというのはそうかもわかりませんが、ただ手術件数の問題で単価が下がったというのが事実でございまして、外科の場合は手術が大体3,000円ぐらい下がってきまして、整形分野においては1人単価が7,000円下がってきた。しかしながら、先ほどお話ししましたように稼働率は平均を越えてきている。何でかと言われますと、やっぱり整形において

は、医師のほうの生活習慣病も踏まえて、この地域の様子を見ながらオペをするという形になっているのかなというのと、もう一つは、今回、整形は初めて2人も変わられましたので、その辺で患者さんの実情が踏まえていなかったところで、こちらの人は12月から9月か12月時点のところで待っている患者さんのオペがふえるだろうと、こういうふうに踏んでおりました。しかしながら、ドクターのほうとも協議しましたら、一応、様子を見ながら手術を行っていく方針なんだけれども、その手術をまだするに至っていないということで、ちょっとその辺のオペの件数を見るのが非常に、病院関係者としても非常に難しいものですから、確かにオペの件数をもうちょっと見たらよかったじゃないかという御意見も多分にあると思いますけれども、その辺はちょっと難しいところでした。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 先ほどの質疑にもありましたように、医師の数であるとか、そういった現状の中から、こういった問題は起こらないとは限らないということなんですけど、しかしながら、事務長におかれましては、高速道路が伸びたということで患者数もふえるのではなかろうかということはありませんけど、確かに入院患者は減っていますけど、通院患者等はふえておるといって、当初の見込みよりふえておるといって、それも好影響としてといつか、病院経営の面からいって影響もあったのかなと思いますけど、東紀州全体の人口が減少しておることが1点と、それから、反面、高速道路ができて便利になったということで、例えば、伊勢であるとか松阪であるとか津であったら、そちらの病院へ行くという可能性も出てきましたので、数字を計上するに当たっては建設的な数字を上げるのがこれは現場の人間のあれなんですけど、非常に医業収入においては、割かしもっとシビアにさせていただくほうが病院全体の経営がわかるのではないかなと思っておりましたので、ちょっと質疑をさせていただきました。

特に、同じく12月議会の質疑においては、一時借入金もふえておる、前回の全協においては、同僚議員が非常に病院経営が危機的な状態にあるというような表現をしておりましたけど、確かに財務的、市民の健康とか生命を守ると意味では大事なことなので、こういったことに置きかえることはあれなんですけど、尾鷲市として病院も経営しておるといって観点からすると、一時借入金も、現状としては、表現はおかしいですけど、自転車操業みたいに前年度の借入金が済ませず本年度にその分も合わせて不足分を借りなくてはいけない。特に、27年度の決算見込みを見ると、現金の状態が非常に厳しい、これは先ほども最初に言わせて

いただきましたように、4条資金というか設備投資がありますから、幾ら100%補助というのではありませんから、過疎債を使わせていただいても3割は自己負担をしなくちゃいけないということで、医業年度の損益計算書による収支がとんとんでいっても4条資金、いわゆる設備投資した分の現金が要ってくるという状況で、それまでは、減価償却費分が内部留保金として現金運用ができていたように思っていましたけど、ここ二、三年は、その分もなくなって運用ができない状態が一時借入金となっておるんですが、市長は、一時借入金を少しでもなくすという論の一つの有効な手段としては、繰り出しをふやすということでもありますので、そういったことも含めて、今後検討する時期に来ているのではないかなという、これは12月議会で言っています。ところが市長的表現で、やるとかやらないとかという話じゃないんですよと、またそこで言うておいて否定するのが市長の論法なんですけど、本来、これ、もう少し補正なり当初予算をするときに、こういった議論はしなかったんですか、病院の中で。その辺について、市長、事務長の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 27年度の当初で、昨年比でいえば少ない額ですけども、3,000万を上乗せして3億5,000万円の繰り出しをさせていただいたということでもありますけど、全体的に、26年度の補正とか、あるいは、27年度の当初の予算を組むとき、財政調整基金の取り崩しが7億弱必要でありました。そういったところで、ちょっと今回については一般会計のほうも苦しいということで、ちょっと3,000万の上乗せだけで御了解いただいたということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 一般会計から繰り出すほうのお話だけで病院は承諾したみたいですけど、これにあわせまして、先ほどにもリニアックの更新事業がありました。市民の生命、先ほど健康を守るという意味、あるいは、東紀州の中核病院として必要であるという、先ほどのやりとり、市長もそれを認めておりましたが、現状として、以前にも病院を建てかえるときに、病院の損益というんですか、これを回収すべき多額な繰り入れをしてスタートしたという経緯があるかと思うんですけど、現状の市の今、財政調整積立金の現状、市の持つてある残高と繰り出し分と、それから、現在の尾鷲総合病院の財務というんですか、このことからすると、リニアックをやっていくという中でも、これ、ちょっと無理じゃないのかなと。先ほどのやりとりの中では、一時借入金の枠をふやして縁故債等々も使

って、病院独自でとしますけど、病院の医業収益と、それから、支出のほうのバランスをちょっとすぐにはできない医師の数というのがあるんですけど、その辺をきっちりと精査しないと、今の現状としては、行政側のほうから、一般会計のほうから、この一時借入金を全額以上繰り出して年度末で4億5,000万ですけど、5億か6億病院のほうに繰り出してしないと、4条資金がはるかにもう収支バランスが崩れておりますから、リニアックはたとえ50%の借り入れであっても、数字的に幾何学的にかなり難しい状況に来て、尾鷲市も病院も難しい時期に来ておるのではないかなと思うんですけど、その辺のことはどうお考えですか。市長、財務課長等に伺いたいんですけど、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 三鬼議員おっしゃられるとおり、大変厳しい状況であるのは間違いないと思います。しかし、今、医療についても新しい方向が今、求められておりますし、そういったことの検討をこれからやっていかなければならないと思っております。27年度には、病院含め、我々サイドも含めて、病院のあり方についてのさまざまな議論をやっていって、改革できるものについては改革していく、そういうことを進めていかなければ大変厳しい時代だと思っておりますので、そのことで、病院側とも十分議論を尽くしていきたい。先日、そのことを院長とも話をしたところであります。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 財政課といたしましても、ただいまの市長の答弁のとおり、今後の検討を詳細に行って、どういうふうな形が一番望ましいのかというふうに検討していきたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 質疑としてはそういったところをお伺いしましたので、あくまで私も市民の1人として尾鷲市には総合病院があるのが尾鷲市であるという、東紀州の中でも必要な病院でありますし、ただ、当市において非常に財政が厳しい中でいろいろなものに取り組みなくてはいけないということがありますので、持続可能な病院にするためには尾鷲市の身丈に合った病院がどんなものかということと、そういった資金計画ももう少し市長みずから先頭に立って、尾鷲総合病院はどうあるべきであるかということを中心に病院スタッフに伝えていただいて、経営していただくことを望みまして、質疑を終わらせていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） おっしゃられることにつきましては十分今後検討していきたい、真剣に検討していきたいと。ただ、24時間365日につきましては堅持をしていきたい。これが市民の皆さんの安心安全な生活につながると思っておりますので、これにつきましては、堅持する方向で頑張ってまいりたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） ですから、その365日24時間もそういったことをやっていただきたいので、根本的な病院経営については一般会計からの繰り出し分も含めて、それから、こういったリニアックを検討するに当たってでも、やっぱり一般会計のほうと、病院のほうと財政計画もきちんと立てた上で、それを議会に報告して市民の方々にも今回、リニアックでも当初予算に乗らなかった、しなかったというの、わかるような形でやっぱりもっと市民の皆さんにも見えるような形で政治をしていただきたいと思っておりますので、これは注文となりまして申しわけないんですけど、よろしくをお願いします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そのように努めたいと思えます。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他に御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております25議案につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の25議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することになりました。

ここで、一般質問準備のため休憩をいたします。再開は11時5分といたします。

〔休憩 午前10時53分〕

〔再開 午前11時04分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第27、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、11番、奥田尚佳議員。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 皆さん、おはようございます。何かくじ運がいいのか悪いのかわからないんですけども、前回同様一番くじを引いてしまいまして、トップバッターということで、多少緊張しておりますけど、どうぞよろしくお願ひします。

それで、通告の中で病院経営についてがありますけれども、先ほど三鬼孝之議員、三鬼和昭議員のほうから質問が多々なされておりましたので、その件につきまして私のほうでは質問は削除させていただきたいと思ひますので、どうぞ御了承ください。

それでは、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

今回は、熊野古道八鬼山道についてと、それから、財政問題、そして、住民監査請求の事案等についてということで、住民監査請求をしたことと、それからその内容と、その背景にまつわる二つの事例についてちょっとお聞きしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

昨年、熊野古道が世界遺産となつてから早いもので10年が経過し、記念式典やさまざまなイベントが行われました。この10年来の三重県内における古道客の推移を見ますと、県の推計では、平成15年で10万3,000人、その翌年の世界遺産登録が行われた平成16年で15万人、そして平成25年が30万8,000人、平成26年はまだ正式な発表はありませんが、40万人を突破したのではないかという話が出ております。

このような状況の中で、現在、太陽光発電のためのソーラーパネル設置工事が熊野古道八鬼山道の向井の登山口付近で進められており、数百メートルに及び古道のすぐ脇まで森林は伐採され、重機で削られております。私は、民間企業等が自分たちで所有する土地を利用し、経済活動することについて何か異議を唱えるというわけでは決してありません。ましてや自然エネルギーである太陽光の利活用という点では大変よいことではないかという認識を持っております。しかし、一部の市民の間から安全面、そして景観について心配の声が上がっているのは事

実であります。

そこで、市長にお尋ねいたします。

世界遺産登録時、地主の権利や森林施業の問題等で特にもめた経緯のある熊野古道八鬼山道ですが、率直にどのような思いをお持ちなのか、お聞かせください。また、太陽光発電のためのソーラーパネル設置工事により、一部市民から心配の声が出ている安全面、そして景観について、市長自身どのように考えているのか教えてください。

次に、財政問題についてお尋ねいたします。

この3月の平成26年度末の一般会計の借金は110億4,000万円となる予想で、初めて110億円台に乗り、過去最高の借金残高になるとのことです。一方、平成27年度当初予算編成後の財政調整基金、いわゆる純粋な預貯金は6億2,000万円しかありません。

そこで、市長にお尋ねいたします。

このような現在の尾鷲市の財政状況について、どのように考えておられるのか、市長自身の率直な思いを聞かせてください。

最後に、住民監査請求した事案等についてお尋ねいたします。

昨年の12月26日に住民監査請求を監査委員に行い、ことしの1月5日に受理していただきました。その請求の趣旨の要旨について、念のためここで少し披露させていただきたいと思います。

5月22日から6月3日にかけて水道部が水道事業会計によって行った新田町地内排水管工事移設修繕は、違法かつ不当である。3年前の平成23年9月に入札があり施工された新田町地内配水管布設工事で、水道部の判断ミスにより下水管が破られたが、それを隠蔽しようとしたのか、水道部が下水管を維持管理している建設課に一切相談することなく、迂回排水路を設置する工事を勝手に行った。それも随意契約で行っている。入札を行うに十分過ぎる時間があるにもかかわらずである。本来、随意契約の場合、3社以上から見積書をとらないといけないが、一切見積書もとられていない工事である。また、契約書も作成せず行った工事で、地方自治法はともかく尾鷲市会計規則にも違反しているが、後から契約書を作成した行為は文書偽造の罪にも該当すると思われる。完了検査にしても、当時の部長が現地ではなく、机上で行っているが、黒板に日付も入っていない。さらに本件の工事は20万円から30万円のできるような工事で、87万1,560円は余りにも高いというほかの関係者からの指摘がある。市民の水道料金により運営

されている水道事業会計において、余りにもずさんな事務手続により進められ、隠蔽に隠蔽を重ねるような行為であると勘ぐられるような悪質で尾鷲市民を愚弄するような行為であり、言うまでもなく法に違反した公金支出である。

要旨は以上のとおりであり、1月26日には陳述の機会を与えてもらい、詳細に説明させていただいたり、水道部に対し幾つかの質問をさせていただきました。しかし、2月24日に棄却するという結果が出ました。とても残念な結果となりましたが、その内容は執行部のずさんな事務手続を痛烈に批判する内容になっております。念のため、監査委員の結論を披露させていただきます。

本事案については、地方自治法、地方公営企業法等関係法令及び尾鷲市会計規則の規定の趣旨に反する契約書作成の事務処理を初め、競争入札でなく随意契約を行ったこと、上司への報告や関係部局への協議を怠ったこと、経過を明らかにする記録がとられていないことなど、極めてずさんな事務処理がなされた実態が明らかになったが、3年前に切断した下水管の代替機能を付加するための本件修繕工事の必要性は認めることはでき、施工業者に支払った87万1,560円は市が本件修繕工事をさせた事実がありと確認し支出したものと判断され、違法支出であるという判断はできない。陳述等を踏まえて総合的に判断すると、尾鷲市に具体的な損害が発生しているという確証は得られなかった。

以上のとおりであります。最後に、次のことがつけ加えられております。

今回、明らかになった極めてずさんな事務処理については、法令を遵守するという公務員としての基本姿勢や組織の一員としての自覚が欠如していたことが原因であると考えられるので、関係職員に猛省を促すとともに、市長に対し、危機意識を持って、職員に対する指導、監督、教育を徹底し、かかる事案の再発防止に万全を期するよう別紙意見書を提出することとする。なお、職員に対する事情聴取の際、記憶が曖昧である、記録をとっていないなどの発言があったが、まことに遺憾であり、施工業者に対し事情聴取を要請したが、同意を得られなかったことは残念であった。

以上のとおりであります。

そこで、市長にお尋ねいたします。

今回の件の御自身の責任については、どのように考えておられるのか教えてください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君）　まず、世界遺産熊野古道八鬼山道につきまして、どのように考えているのかとの御質問であります。私も当初から熊野古道にかかわったものでありますから、思い入れは人よりも強いと思っております。特に、八鬼山道は、古くから西国一の難所として知られておりまして、石畳道の傍らには県の有形民俗文化財に指定されている八鬼山町石を初めとする石造物群及び史跡、それと、頂上は、本当に風光明媚な熊野灘が一望できるさくらの森などがありまして、本市の貴重な観光資源の一つであり、これを後世に伝えていくべきものと認識をしているところであります。

そういったときに、熊野古道八鬼山道の周辺にソーラー事業における申請が出てまいりました。もともと熊野古道及びその景観の保全と安全対策につきましては、尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例及び施行規則にのっとり慎重かつ適正な処理に努めておるところであります。昨年の9月に申請がありました太陽光発電の設置工事につきましては、この保護条例に基づく尾鷲市文化的景観保全審議会に諮問を行いまして、慎重に審議をしていただきました。その審議会からの答申の内容につきましてでありますけれども、当該建築物等の設置予定地は文化的景観保全地帯内ではあるものの、近隣の公共施設や産業設備等を初め、市街地等が眺望できる位置にある、また、設置に当たっては、申請者から参詣道そのものや周囲の景観に配慮した設置の意思が示されている。尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例は、住民の生活を豊かにするとともに、良好な文化的景観を将来の世代に継承することを目的としており、景観への配慮と住民の生活との調整がなされるならば、適切な手続にのっとり限りにおいて、当該行為は許可できるものと考えたというものであります。それで、昨年9月11日に許可を決定したところであります。

現在、設置場所の土地が造成されておりますが、申請者からは申請書におきまして古道の保全と安全対策及び景観に配慮したフェンスを設置すると示されておりますので、今後も担当課におきまして現状把握も含めまして、適切に対処するよう指示をしているところであります。安全面につきましては、金網を張って吹きつけをするというふうに聞いているところであります。

続きまして、財政問題であります。本市の財政状況につきましては、景気の低迷、人口減少等の影響によりまして、新年度の当初予算におきまして市税収入で対前年度比約1億円の減少となるなど自主財源の確保が非常に厳しい状況にあります。また、先ほど奥田議員からの御指摘もありましたが、財政調整基金であ

りますけれども、約6億8,400万円を取り崩しまして、基金残高が約6億2,900万円となるなど、今後も厳しい財政運営を行っていかねばならない状況にあります。また、起債残高につきましても、御指摘のとおり過去最高になる状況であります。

しかし、これにつきましては、耐震整備を初めとする命を守るための事業を行っているところであります。大変厳しい状況ではありますが、さらなる経常経費の削減を進めまして、重点的な予算配分を実施していかねばというふうに考えているところであります。

続きまして、監査結果についての考えでありますけど、責任の考え方でありますけれども、重なりますが、新田町地内排水管工事移設修繕に係る住民監査請求につきましては、12月26日の請求から約2カ月間という長期にわたりまして監査を実施していただきました。ありがとうございました。今回の監査結果を重く受けとめております。今後、このような事案の再発防止に万全を期したいと考えているところであります。

監査結果につきましては、奥田議員御指摘のとおりでありますので省略しますが、大変厳しい御意見をいただきました。さらに、今後の再発防止についても大変厳しい御指摘をいただいております。まず、議員及び市民の皆様にお迷惑をおかけいたしましたことを大変申しわけなく思っております。この件に関しましては、昨年10月1日の三役課長会議におきまして、訓示をするとともに、その後、全職員に対しまして綱紀粛正の通達を行っております。しかし、今回の監査結果を踏まえまして、再度2月25日には、私みずから水道部全職員に対しまして、法令遵守はもとより公正性、公平性、透明性の確保や関係各課との連携を徹底するよう厳重に注意をいたしました。さらに、同日開催いたしました三役課長会議におきましても、全所属長に対し監査委員からの意見書にのっとり所属長はもとより部下職員に対しましても事の重大さを認識させ、公務員としての自覚を高めるよう訓示するとともに、再度、全職員に綱紀粛正の通達を出したところであります。責任に関しましては、まことにずさんな事務処理等を考えますと、大変大きなものと考えております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） ありがとうございます。

それでは、順を追って再度質問させていただきます。

まず、ソーラーパネルの建設のことなんですけれども、私も、委員会として初

めて聞いたのが12月議会の最後のほうだったと思うんですけど、協議会のほうから。私もどこにつくるのかなと思って1月に見に行ったら、こんな日当たりが悪いところにつくるのかなと思ったんですけど、それは民間の人がやることですので、何とも言うつもりはないんですけど、それから、再生エネ買い取り価格も15年度はまた2割から3割ぐらい下がるということなので、どうなるのかなと思いますけど、ただ、その事業意欲は評価したいと思いますけれども、しかし、先ほど申し上げたように、工事がやっぱりちょっと見ておると、これはええんかなと言う人が結構いらっしゃるものですから、ちょっと質問させてもらったんですけど、それで市長にちょっと確認したいんですけど、尾鷲市文化的景観保全審議会が開かれたということなんですけど、これは9月10日やと聞いておるんですけど、これ1回だけですか。何回開かれたんですか、これ。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 9月10日、1回でございます。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） やっぱり1回だけなんですね。それで、この前も、2月18日やったかな、文化財の調査員の方の会議をやられていましたけれども、そのときも文化財の調査員の方でさえ知らなかったということで、会議がちょっともめたと聞いたんですけど、ですから、市民の方々に対する説明というのは、その人も含めて十分だったのかなという気がするんですが、その辺、市長、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 十分であったかという、十分ではなかったと思っております。ただ、昨年の11月に議会の全員協議会でお示しさせていただきましたので、新聞にも掲載されたというようなことがあります。個人情報の面もありますので、十分に市民の皆さんには連絡はできなかったものと思っております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） これ、明らかに僕は説明不足やと思うんですよ。きのうも古道センターで熊野古道協働会議が開かれていました。大勢の方が集まって、語り部の方やいろいろな方が集まって、古道関係者が集まって、本当に今後の古道の保全ということに対して真剣な議論をされてましたよ。そういう中で、去年も10周年ということで、40万人来たということなんですね。そういう中で、あちこち、大台町とかあっちのほうでいろんな今、問題があるんですよとか話を

していましたが、尾鷲のほうはちょっとなかったけれども、私はこの問題、後々大きな問題になるんじゃないかなという気がしてなんのですね。ですから、やっぱりきちっと、そういう語り部の方とか、それから文化的調査員の方もそうやけれども、市民の方もそうですよ、きちっとした説明をしておかないと、あれだけ、古道の脇まで全部、本当、数百メートルにわたって削ってしまって、本当にあんなので安全確保できるのかと。あそこの周り、散歩で訪れている人が結構いらっしゃるんですよ。犬の散歩をしたりとか、単に歩いたりする方、結構いらっしゃいます、見ていると。そういう中で、本当に大丈夫なのかと。古道客も来ています。今の時期でも。歩いています。その中で、本当に安全確保というのをきちっと僕はすべきだと思いますけれども、ちょっと安易過ぎませんか、教育委員会も市長もそうやけれども。これ、尾鷲市のきのこの議論なんか聞いておっても、三重県内の皆さんの、本当、真剣やで。本当、これ、尾鷲市、ええんかなという気がしてなんのですねけれども、僕は本当に明らかに説明不足やと。ちょっと聞きますけど、工事中の景観保護、それから安全管理、この辺、どうですか。市長、どうなんですか。どう考えています。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 文化的景観ということは、今まで住民の皆さんと自然が共同でつくってきておる景観であります。だから、当然、森林施業というものも起こってくるわけですけど、これについては当然認められるべき話でありますし、今回の工事につきましてもみずからの土地で事業をやる話でありますので、要するに大きな問題にならなければ、認められるべきものとして審議会でもこれは当然認められるべきだというふうに答申があったところでありますので、それはそれであれですが、ただ、言われるように、説明とかあるいは工事の進捗につきましても、時々職員が出かけて確認をしておるところでありますので、今後も引き続き安全面については十分業者の方と連絡をとりながらやらせていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 担当が見に行っておるということですけど、この前も、古道じゃなくて林道のほうかな、あそこに土のうがようけ積んであるんですけども、そこの野球場のちょうど裏のところの土のうが道のほうに崩れたというような話をちょっと聞いておるんですけども、だから、きちっと安全管理というものを古道も含めて工事のところをきちっと見てやってほしいなと思うんですけど、

それともう一個やっぱり心配の声が多いのは、バッファゾーンとその規制とか大丈夫なのかということと、それから、私は、市長、何度も言っていますけど、さっきも言いましたけど、僕は地主の権利と、森林施業者の権利というのは僕はそれは守らなあかんと思いますよ。だから、説明をしたのかということ僕は言っているんですね。その辺は理解してくださいね。バッファゾーンの維持管理は大丈夫なのかという点と、それから、このままじゃ危機遺産になるおそれはないのかという、あんな数百メートルも削ったってですよ、道の端まで。大丈夫なのかと危惧する人が結構いらっしゃるんですけど、その辺は大丈夫なのかちょっと聞かせてください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 審議会の中には、県の職員もおりますし、そういった面は大丈夫とっております。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 先ほども市長、申し上げたとおり、審議会メンバーの中には当然、森林施業関係者もごぞいますし、県の文化財保護課からも来ていただいております。また、この件につきましては、昨年やったと思うんですけども、和歌山と三重県、あと奈良県で三県協議会という県レベルでの教育委員会の組織がごぞいます。その中でも一応議題として上がっておりまして、それにつきましては、条例にのっとって適切に処理をというような結論が出てごぞいます。

以上でごぞいます。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 私も危機遺産の今、御答弁あったかな。危機遺産の心配は大丈夫ですか。まあいいですわ。県庁に聞いたら、この開発がどんどん続くようなことがあれば、また2度、3度、ちょっとこれは危機遺産になってくる可能性もあるのかなということ言われていました。それで、僕は市長にちょっとお願いしたいのは、先ほどフェンスとか金網吹きつけという話がごぞいましたけれども、私が県庁に聞いた話やと、きちっとした敷居を設けて、その古道の横、これも派手な色はだめですよ、派手な色はだめで、そして、それをやった上で、古道側のほうへきちっと植栽をせえと、そういう指示を市にしているということごぞいました。されていますよね。されていませんか。されていると思うんですよ。されていません。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 申請の中身なんですけれども、当然、古道と申請者の土地の間に目隠しのフェンスを設置するというような申請でございます。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） それとね、植栽もせえということを言われていましたから、その辺をきちっとしてやってください。それで、市長にお願いしたいのは、僕は、景観保護条例12条に、市長は文化的景観保全地帯において、景観を著しく阻害していると認められる場合、原因者に対して景観の保全に配慮した是正措置を勧告することができるとなっておりますので、もし何か問題がこれ以上、今後起こった場合、それから、きちっと指導してほしいと。県のほうも、私、聞いたら、古道本体に、あそこはちょっと水が出るところなものですから、もし崩れるとか、本当にそういうことが古道本体に影響があるようであれば、文化財保護法に明らかに抵触するので、きちっとした指導をしますということを言われておりましたので、その辺、僕は本当、これ、後々問題になるんじゃないかなという気がするんですけど、きちっと指導してください。

時間の都合もありますので、次に行きますけど、財政の話なんですけど、私は先ほども話があったように7億新年度予算を取り崩して、お金がないんだという話を市長、されていましたが、私、市長に一言お願い申し上げたいことがあるんです。きょう申し上げようと思ったのは、市民のほうを向いた財政運営をしてほしいんです。わかりますか。これだけお願いしたいと、僕はきょう思ってきたんです。というのは、余りにも特定の業者を、僕は決してそうではないと思うんですけども、特定の業者がもうかるようなことばかりやっておらへんかという批判が結構ありますからね。そうじゃないと私は思いますよ。でも実際に見てみると、やっぱり監査請求した事案なんかそうですよ。これなんか明らかに僕は不正支出だと思うんやけれども、なんで特定の業者がそんなにもうけなあかんのと。市民から徴収した水道料金ですよ、あれ。何で無駄に使わなあかんのやという気がしてなりません。この件については、後でまた質問させていただきます。

それから、PFIもそうですよね。これ、本当に議会が一致団結して反対してよかったと僕は今でも思っておるんやけれども、あれだって、今、45万と50万でできるという話があるにもかかわらず、94万4,000円もするような高性能な浄化槽を設置すると。それもそういうことをやることによって個人負担は

当然ふえる。2割といえどふえますよね。財政負担なんか3倍、4倍にも膨らむ。起債はしますけどね、起債はするけど、借金はどんどん膨らむ。3倍、4倍の負担ですよ。それで、個人はそれを寄附採納したりとかせなあかん。あらゆる問題がこのPFIにはあったわけで、その中で一番問題なのは、やっぱりSPCという特別目的会社、ここだけがもうかるような仕組みですよ、これね。何でこんなものを進めるんやろうなど。

それから、ごみ袋ですよ。ごみ袋だって、この前、45リットルの袋、環境課長、7円12銭で1枚、製造単価。1回目、17円20銭、2回目が16円20銭、これ、随意契約でやっていますね。今回、一般競争入札にして、やっと7円12銭、高いんじゃないか、高いんじゃないかと議会のほうからも随分指摘させてもらいましたけれども、やっと下がった。当初、鳥羽市を見本にしてごみ袋をつくったと言いながら、鳥羽市は1枚9円じゃないですか。9円ですよ、市長。その9円も保管料、配送料込みですよ。尾鷲市の場合は、高い製造単価を負担して業者に払って、さらに保管配送料まで払っておるわけでしょう。数百万と。だから、そういう、1回目、2回目の17円20銭、16円20銭、今回7円12銭ですから、えらい開きですよ、これ。これ、1回目、2回目でちゃんと一般競争入札していたら、これを僕、計算したら、この45リットルの袋、この2回の17円20銭、16円20銭、これだけでも一千二、三百万の財政負担がなくなるんですよ。それだけ負担しなくてよかった。だから、この問題についても、私はしませんけど、本当、監査請求されても仕方がないような問題ですよ。何でこれは、考えてみれば、僕はそうだとは思わないけれども、1回目、2回目随意契約で特定の業者をもうけさせたんかいととれますよ、これ。だから、そういうことをやっているから、財政が悪化するんじゃないですか。1円でも安くなるように、財政負担にならんようにする、市民の負担も1円でも安く済むようにする、そういう考えのもとでやっていけば、こういうことは起こらない。もっと財政的にはお金たまっているんじゃないですか。だから、こういう一連の市長の考え方を僕は改めてほしい。財政が今悪化しているということに対して、もっと1円でも市民の負担を軽くしようと、そういう気でやってほしいと思いますけれども、いかがですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 決して私は特定の者がもうかるためにやっているわけではありません。学校の耐震だって保育園の耐震、高台移転だって、子どもたちの命を守

るためにやっている話でありまして、そういうつもりは毛頭ありませんので、それだけは御理解を願いたいと思います。

それと、P F Iにしても、特定の業者だけでやるようなことじゃないように私はS P Cに申し入れもしていますし、ゴミ袋につきましては、一つの考え方として、じゃあ安だけがいいのか、環境問題に取り組む場合において、環境に優しい素材を使って、できたら国産で印刷しましょうというような考えも一つの考え方でありまして、それによって高くなったことは確かでありますけど、しかし、それは一つの環境に対する姿勢だと私は思っております。ただ、奥田議員がおっしゃられるように、大変厳しい財政でありますので、少しでもこれを解決するようなことには全力尽くしてやっていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 市長、安かったらいいじゃないですか、安かったら。今回のだって安くて丈夫なんですよ、前よりも。それで、これ、環境に優しいエコプラットを使ったと言いますが、これ、業者に聞いても、エコプラットを使ったからといって、それは何十円も高くなることはない。1枚当たり1円か2円やということですよ。何で、これ、10円も差があるんですか。国産と言われていいますが、僕が調べたら、これはJ I S規格でいいんですわ、別に。J I S規格にのっとっておいたらそれで構わないわけで、そこまでして、何でこんなに特定の業者と随意契約しなきゃいけなかったのかということ自体、全く理解できない。一般競争入札にして、安くて丈夫なのができるじゃないですか。ちょっとおかしいんじゃないですか。だから、僕はやるべきことはあると思いますよ、やるべきことなら。でも節約できることはいっぱいあるわけじゃないですか。そのことをちゃんとしてくださいということを僕は申し上げているんです。だから、きっちり市民のほうを向いた財政運営を僕はお願いしたいと、それだけ市長に申し上げておきますわ。

それで、僕、ちょっと時間の関係があるので、監査請求した件でちょっと申し上げたいんですけど、市長、重く受けとめているというような、ちょっとよそごのようなことを言われていましたけど、1月26日の陳述のときも僕は市長を呼んでくれと申しあげました、監査に。だけど、市長は会議中だから呼べないと。当時の水道部長を呼んでくれと申しあげたら、当時の水道部長は休んでいるから呼べないと。監査の方に聞いたら、後で、水道部の当時の担当者に聞いたら、記憶にございません、記憶にございませんばかりやったと。どこかで聞きました

ね。昔の政治家じゃないんだから、記憶にございませんはなんやと思います。それから、業者だって、来たらいいんですよ、87万円のこの根拠を示せばいい話じゃないですか。業者も来ない。こんなので正しい監査ができたのかと、甚だ私は疑問でございます。ですから、本当に、この監査請求というのは限界があるなというふうに感じた次第でございます。

それで、市長にお伺いしたいんですけども、この工事、4月30日に随意契約したと言っています。5月22日から6月3日にかけての工事だったということです。これの業者からの見積書というのはいつ出たんですか。確認です。

議長（村田幸隆議員） 答弁は。

水道部長。

水道部長（上田敏博君） 7月15日やったと思います。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 何で4月30日に契約して、5月22日から工事が始まって6月3日に終わって、何で7月15日に業者の見積書が出るんですか。工事が終わってから出すのは請求書じゃないんですか。これ、本当にでたらめでございまして、設計書が出たのか、それで、見積書が出たのが、今、部長言われたように7月15日、設計書がつけられたのはその後やね。監査の結果を見ますと、7月15日以降早い時期。それから、市長が決済した、支出負担行為何書に判を押した日、これも7月15日から18日の間だろうと。それから、尾鷲市と業者が実際に契約書を交わした日、これが7月の16日から18の間であるということです。本当、これ、めちゃくちゃ、めちゃくちゃですね。本当に全てこれ、偽装ですよ。いわゆる偽装。これに対して、市長、責任を何も感じませんか。特に、契約書なんて、これ、めちゃくちゃじゃないですか。4月30日に契約したと言いながら。実際の本当に契約書を交わしたのは7月16から18。それで、書面上残っているのは工事の始まった日の5月22日。おかしいじゃないですか。こういうのを偽装というんじゃないんですかね。市長の責任はどうなんですか、本当に。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 監査でも御指摘がありましたように、それは大変ずさんな事務処理であったということは、本当に猛省をしているところであります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 猛省しているって、これ、本当めちゃくちゃですね。見る

限りもうめっちゃめっちゃなんですけれども。87万円だって、これ、業者の言いなりじゃないですか、こんなもの、後から出てきた数字。もし、職員が意図的に日付だけでも、日付だけでも意図的に改ざんしているとしたら、刑法156条偽造文書、偽造の罪になると思いますよ、これ。

これを読みましょうか。刑法156条、公務員が、公務員がですよ、公務員がその職務に関し、行使の目的で、偽造の文書を作成した場合となっています。それに抵触すると思いますけど、いかがですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほどから言わせていただいておりますように、監査事務局からは非常に厳しい指摘を受けております。本当にずさんなということでありましてけれども、しかし、もともとはその担当職員は要するにこれによって二次的な災害が起らないようなことと判断をして随契をし、それから、契約書も後日になりというようなこと、これは許される話ではありませんけれども、しかし、途中の経過としてはそういうことありますので、我々としてはこういうことが二度と起らないように反省をして、次につなげていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 市長、12月議会の真井議員の質問に対しても、その87万円は決して高くないということを2回述べられていますよね。述べられていますけれども、これ、市長、現場は見ましたか、現場。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） はい、現場は見ております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） では、もう一遍、皆さん、知らない人が多いと思うので、ちょっと説明させてもらいますけれども、これ、私が1月26日の陳述のときに出したものです。8号証と書いていますけど、いろんな書類を出したもので、8号証になっていますけど。この①ですね、①、これ、わかりますか、黒淵のほうから国道42号へ抜けていく道です。南側の道、ちょうどこの3差路になっている上へ行くところは墓に行くほうの道です。そのちょうどこの写真に写っているガードレールありますでしょう、このガードレールのちょうどすぐ下です。すぐ下の工事なんですね、これ。そして、これは、3、4と書いていますけれども、1メートルで二、三十センチかな、その銅管ですね、ヒューム管というやつ、それを切ってますよ、切って、（聴取不能）ぐらいの黒いカナパイプというやつ、

これを天井からつって、それで横の側溝に落とすという工事なんですね。だから、これ、私が見る限り、こんなの八十何万かかるのかなと思って、私も3社から見積もりをとりましたけれども、全て30万ぐらいですよ。20万から30万、本当に。

それで、これ、87万のこの業者から出る見積書、87万円の、これ、延べで22人工、22人で作業をするようになっておるんですよ、22人で。でも、これ、専門家の人に聞いたら、このヒューム管、土管を切るのにそんなもの、2人おって1日でできると。そして、このカナパイプという黒いパイプ、これをつけるのに延べ3人ぐらいでできるなということなんですよ。だから、僕は、業者がこれ、22人もかかる、あと5人もまた別の作業ということで入れておるんですけど、22人工、延べ22人もかかるような工事やったら、それがどこに根拠があるのかというのをやっぱり来て説明すべきだと思うんですよ。それが全然なされていない。だから、僕は、本当に業者来いよという感じがしてならんですよ。これはもう監査請求の限界ですよ。それで、財政が厳しい中で、もう1円でも安くしてほしいという気がするんですけども、そういうことに一連考えてみますと、明らかに尾鷲市は損害を受けておる。損害を明らかに受けていますよ。水道料金は無駄に使われている。この監査の結果を見ましても、3年前の工事ミスがなかったらということは述べられていないんですよ、一切。もともと3年前の工事ミスがなかったら87万円は一切要らないんですよ、この工事。そのことは一切述べられていない。これも私は監査の限界やと思っているんです。そういうことを申し上げて、市長、本当、もう一回聞きますけど、87万円、高いという認識はないですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） これも、経費に関しましては、監査委員さんが建設技術センターに見積もり依頼をして、うちの設計とは若干差がありますけれども、これについてもあり得る差額だというような検証をしていただいております。この工事に関しては、高いものだとは思っておりません。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） あり得るって、明らかに、これ、どう見たって、これ、損害を受けていますよ。だから、そういうことを、常にそういうことを言われるから、財政悪化が進むんじゃないですか。ちょっとでも安く済むように、ちょっとでも、1円でも市民の負担が減るよというのを考えておったら、そういう

すけれども、一つだけ、最後、聞きます。

今回の処分で、1名だけ戒告、これが報道機関にも公開されました。あと、訓告と厳重注意と。訓告と厳重注意は報道機関に公開されませんので、あれなんです。ただ、戒告といっても、単なる注意なんですよね、これね。だから、単に、これ、総務からもらいましたけど、懲戒処分等の指針というのを見ると、公文書偽造、公文書を偽造した職員というのは、免職、停職、または、減給なんですよね。そういう意味では軽いなという気がしてならないんですけど、それは置いておいて、僕は、これ、単なる注意というのは納得いきませんが、職員だけの処分だけで、最高責任者として決済している市長の責任が一切問われていない、このことが私は納得いきません。子供の責任は親の責任です。

もう一つ言わせてもらおうと、市長、1月の初めの訓示で、課長や職員の皆さんに、ことしは失敗を恐れずチャレンジしてくれと言われました。それで、市長が思い切ってやれと、失敗したら俺の責任や、俺が責任とると言うのであればわかりますけど、思い切ってやれ、でも失敗したら俺は責任とらへんぞ、おまえら責任とれと。こんなのでの職員があなたについてくるんですか。いかがですか。そういう。ちゃんと責任とってください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 失敗を恐れんとやってくださいという話も、その失敗が私は責任を持つということでもあります。今回の件につきましても、当然、私も含めて審査してもらったということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） これ以上、市長に言っても、また委員会でやらせてもらいます。

私は今回、この監査請求した中で、補足陳述書の中でも申し上げましたけれども、やっぱり行政のやっているの今、おかしい。余りにも不公平があり過ぎると。それを僕は指摘したかったんです。二つの事例があります。一つは9月30日の宮之上地内の量水器の取りかえ修繕の入札、もう一個が11月に浄化槽設置の際の補助金申請の件で、長年の慣例にもかかわらず、注意や行政指導もなく、いきなり水道業者を告訴した点です。それについてちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

これ、マスコミもきちんと伝えていない部分がありますので、少し整理させていただきたいと思うんです。見えますか、これ。ちょっとバージョンアップしま

した、これ。ここに書いてあるのは、登場するのは会社、これを告訴した事例。告訴した事例ね。ある会社の社長が浄化槽を設置したということで、それを水道業者に依頼したということです。某氏とか登場しますが、あと警察、尾鷲市、浄化槽というのがあります。浄化槽というのは浄化槽設備士、浄化槽の会社です。①から⑭までを言っています。これをちょっと説明しますと、①がさっき申し上げたように、浄化槽を設置してくださいねと依頼した。水道に。わかりますよね。2番、わかりましたと。で、浄化槽を設置完了しました。3番目、補助金申請あるよねと。33万2,000円市から出るでしょう。それを申請しておいてねと。4番目、その水道業者は尾鷲市にその補助金申請の書類を今までの慣例どおり出しました。慣例に沿って、もう40年来やっている同じやり方でやりました。そうしたら、5番目、いや、ちょっとミスが、ちょっと直してくださいと。これ、法人名になっていますけど、個人しかあれなんですよと。これ、明らかに個人の家でしょうと。あ、間違えましたということで、これだけ訂正してくださいねという指導が出ました。⑤、いいですか、指導していますね。6番、某と書きましたけど、あるところから警察に対して、何か申請書類、偽造があるみたいやでという通報があったみたいです。7番目、その警察は尾鷲市にこういうことがあるけれども調査してくれと言われました。8番目、尾鷲市は浄化槽の会社にどうなっておると聞いたら、いや、知らんと言ったんです。これもおかしいんです。この水道業者と浄化槽の会社というのは十数年のつき合いです。つき合いなんです。それを知らんと言った。十数年来、ずっとお客さんを紹介してもらっているのですよ。これは何らかの理由があるんじゃないか、PFIが絡んでいるんじゃないかという話もありますが、わかりません。理由はわかりません。何らかの理由があるんじゃないかと思います。それで、知りませんという9番の返答をした。それで尾鷲市は、刑法159条と161条に基づいて、私文書偽造、同行使の罪で告訴した。そしたら、警察は、11番、その水道業者を逮捕した。でもその後、最初出しておいた申請書類と同じように、この会社の社長は浄化槽の会社と契約を交わしています、12番。この辺、ちょっとわかりませんね。最初でいいやないか思うんですよ。会社の社長は、13番、尾鷲市に申請書類を出して、14番、33万2,000円の補助金をもらっています。これ、調べれば調べるほどおかしいんですけど、別にこの水道業者、お金をだまし取ったわけではありません。詐欺したわけでも全然ありません。従来どおりのやり方でやったんです。これ、何で告訴になるのか。告訴も僕はおかしいと思うんやけ

れども、これ、市長、お聞きしますけど、これ、被害者は誰ですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、施主がおりますね。我々のところには補助金の申請書が回ってきますけれども、それも申請書も添付書類として契約書の写しが出てきます。その契約書の写しの中に、清掃業者、あるいは、施主が絡むわけですが、この施主も知らない、清掃業者も知らないということでもあります。その中で、我々としては警察からの話も受けて、行政処分ではできないなという判断をしたわけです。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） それもおかしいんですよ、これ。これ、頼んでやっているわけですから。委任してやっているわけですよ。水道業者も浄化槽の会社も知らないというはずはないんですよ。だって、これ、申請書の中に、確かに今言われた番号を書かないかんところがあります、登録番号を。これ、チェックリストのところと契約書の写し、出さないといかん。2カ所あります。でも、これ、浄化槽の会社から契約書のところの受託者というところに、住所、氏名、代表者名、登録許可番号まで入れて、印字して、水道業者に渡しているんです。前、僕は環境に確認したように、この補助金申請というのは、この水道業者が代行して全てやっているんですよ。やっていますよね。ですから、水道業者が全てこれまでやってきているんです。そのために、この浄化槽の会社というのは、ほかの浄化槽の会社も同じですよ、こういうふうに番号をちゃんと教えて、教えてですよ、教えて、水道業者に渡して、後は頼むねという慣習、慣例で40年来やっているんです、これ、尾鷲市は。そして、その補助金が出て、環境課によると、その後契約が変わる場合もあるけれども、補助金申請の段階ではそれで通っていたんです、この40年来。だから、あなたが告訴するのじゃなくて、ずっと慣例にのっかってやっているんだから、言うべきことは、例えば、この5番のときに、これは法人じゃだめですよと。これは明らかに個人の所有の建物ですよと念を押して、そうでしたということで、うっかりしていましたということで、指導しているんだから、この5番のところで、この書類は間違っていますよと、去年の4月から番号は変わっているんですよと、新しいものを出してくださいねと言うべきじゃないですか。そういう行政指導をあなたがするのが先じゃないですか。何の注意もせずに告訴ですか。何ですか、これは。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） その添付書類のいきさつを施主も知らない、それから、印鑑も押していない、それから、清掃業者も知らない、押印もしていないという話なんですよ。その中での対応、それは我々も顧問弁護士にも相談しておりますし、そういった中で行政指導ではおさまらないという判断であります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） でも、市長、これ慣例的にずっとやっておるわけですよ。実際に、この会社の社長からこの水道業者、委託を受けて浄化槽の工事もしておるわけですよ。実際にしておる。それで、その後、この浄化槽のこの会社も知らないというのは、あり得ないですよ、絶対にあり得ない。だから、これは行政指導でいいんですよ、行政指導で。どうしてこうなっているんですかと。だったら、僕は、これ、告訴するのなら、この浄化槽の会社だと思うんですわ。尾鷲市は被害を受けておるわけじゃないんだもん、これ。そして、これがこの会社がするならわかるよ。でも、これ、どうしようもないでしょう。水道業者の自分が番号まで教えて、これまで十数年来のつき合いでやっているんだもん。これを解消したかったら、これまでお客さんを紹介してもらっているわけだけれども、解消したかったら、もうお客さんを紹介してもらわんでもええでというように言えばいい話じゃないですか。俺は知らんと、今回、この件だけは知らんと言ったのはそれはいろんな事情があるんでしょう。PFIが絡んでいるという話もありますけど、わかりません。でもそういうことをきちっと調べれば、行政指導で済むじゃないですか、これ。済みますよ、こんなの。長年やってきているんだもん。これ、その契約書もきちっと三文判渡して、これまでも出しておったということやけど、きちっと出せということであるなら、そういうふうに関後そういうふうに関改める、これは行政の責任ですよ、40年来そういうことを慣例としてやらせていたんだから。これ、告訴もおかしいですよ。何の被害もない尾鷲市が何で告訴するんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 施主も知らない、清掃業者も知らない、押印もしたことない、その中で行政指導は無理だと判断しました。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） じゃ、何で告訴したのかと聞いているんです。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） だから、さっき言ったとおりですよ。行政指導ではできないと

いう判断のもとで告訴をしたということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） これ、239条の第2項って、12月議会の委員会のとき、課長言われていましたけど、刑事訴訟法239条の2項というのは、ちょっと読みますけど、官吏または公吏は、これ、公務員ね、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するとき、思料するというのは、いろいろ思いをめぐらして、裏づけがあるということですよ、裏づけがあったときは、告発しなければならなくなっています。これ、告訴ですか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 今回、告発をしなければならないという条文はございますけれども、今回、何というんですか、単なる、もとに戻りますけれども、単なる書類の不備であるならば行政指導も適当かと思えますけれども、今回はこういった施主も関知しない、浄化槽清掃業者も関知しないといった中で、こういう文書の偽造の刑法に触れる可能性がある不正の疑いのある書類を作成して、あるいは、それを行使したというのが問題で、こういったものは、指導の範疇を超えた問題であるとその時点で判断した次第であります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） いや、でもその判断は、僕は間違えやと思いますよ。間違えです、大いに。これ、告訴なんて絶対できない。だって告訴するんやったら、浄化槽の会社ですよ。浄化槽の会社をせなあかんじゃないですか、被害を受けているんだから、俺の名前を勝手に使うなということでしょう、私文書偽造だから。そして、もし、百歩譲って、この浄化槽の会社が訴えるんだったら、同行使、161条でも訴えていますよね、同行使、出した本人ですよ。だったら、この会社の社長も訴えなあかん。浄化槽の会社が知らんというんやったら、浄化槽の会社が、尾鷲市じゃなくて、浄化槽の会社が水道業者と会社の社長に訴えるべきなんですよ。これ、考えたら、条文を読んでいくと。でも、尾鷲市が何で水道業者だけ訴えるんですか。これを訴えること自体もおかしい。行政指導で済む話なんや。逮捕までされておるんでしょ、この水道業者。どうですか、これ。これ、僕は、明らかに立件できないと思います。どうですか、これ。これ、立件できなきゃどうするんですか、これ。国家賠償法で水道業者から訴えられますよ。だって、水道業者も死刑の判決を受けたものやというふうにこの前言われていましたよ。もうお客さんが全然いなくなったと。そうですよね。新聞だってちゃんと書いてい

ないんだもん。一部地元紙だって、廃棄物処理法の規定などにに基づき告訴していたって、こんなことまで書いている。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇こんな〇〇〇〇も書かれて、逮捕までされて、これ、国家賠償法で訴えられますよ、間違いなく、僕は思うんですけど。国家賠償法知っていますか。第1条、国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、公務員がですよ、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体、尾鷲市が、これを賠償する責に任ずるということです。ですから、本当にこの水道業者、逮捕までされて、本当、信用丸潰れや。40年来やっていて、何で知らんと言ったかわかりません。知らないのに、何で浄化槽の工事してもらったんですか、この会社の社長は。何でじゃあ最終的にこの浄化槽の会社と契約を結んだんですか。そういうことを考えたら、告訴すべきじゃないよ。これは行政指導で済む話や。これ、どうですか。これ、刑事訴訟法237条に告訴の取り下げの件もありますけれども、これ、市長、もう今すぐ取り下げて、公の場で水道業者に謝罪したらいかがですか。訴えられる前に。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 浄化槽については、もう御存じのとおりでありますけれども、この浄化槽を設置するのはもちろん大切でありますけれども、その後の管理というのが一番重要になってくるわけです。そういったときに、契約を結んでおるといふ書類がありながら、清掃業者については、知らない、印鑑も押していない、施主も印鑑も押していないという中で、どういう行政指導ができるかと考えたら、それはちょっと難しいという話。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） だから40年来やってきてるやん、そういう慣例で。尾鷲市（聴取不能）やっておるんだよね、これ、聞くと。とりあえず浄化槽の補助金をもらって、その後にもし変更するなら正式な契約書を交わしておるんですよ。それが、慣例がまずいというなら、それを指導すべきですよ。告訴じゃない。だから、今回でも、やっぱりいろんな人が言われています。この水道業者の方、本当に、前、地元紙にも載りましたが、去年の1月17日、中央公民館で開かれた市政懇談会、自治連合会との、その中で猛抗議しています。これ、私も写っているんですよ、写真。私も後ろで聞いていました。その水道業者の方、これ、もうこのPFIをやられたら、生活ができないようになる可能性もあると、SPCという会社が10年間独占でないのかと。これ、当然そのとおりですよ。海を

きれいにすることはわかっているけれども、それはわかるけど、何でPFIなんですかということを知っているんですよ。私たちの生活どうなるのと切実に訴えたんですね。これが、ある人いわく、こういうことを市長に刃向かったからやられたんじゃないかと言う人がいます。本当かどうかはわかりません。でも、議長、もうちょっとだけ、もう二、三分ください。よろしいですか。

議長（村田幸隆議員） 認めます。

11番（奥田尚佳議員） こういうふうに厳しい告訴なんてとんでもないことをしておいて、自分が気に入らない業者だから告訴しておいて、一方では、9月30日の入札、これは、本当にいろんな人が言っていますけど、市長の応援団だから許されたんだろうと言われていています。これ、つくってきましたけれども、この9月30日の量水器の取りかえの入札ですけれども、指名競争入札です。入札参加がありますよと、何社かの、9社を指名して入札ということをやりました。その落札した業者、候補者になったやつ、落札した業者というのが給水装置工事主任技術者、これがないにもかかわらず入札に参加している、札を入れた。札を入れたんですね。そして、同点で、同順位で、抽せんして、抽せんしてですよ、抽せんまでして、落札したんです。この時点では、県にも聞きましたけど、候補者らしいです。候補者。いいですか、札を入れて抽せんまでして落札候補者になったんですよ。それがその後、契約を結ぶ段階で、実は主任技術者がいないんですよ。申しわけない、ごめんなさいと謝ってきて、そして、その抽せんしたその相手方、別のところが、これ、工事をとったんですよ。取りかえ工事。僕は、これ、県にも確認しました。この前、12月議会の真井議員の質問の中では、県がこの落札の後、候補者の後、断ったことに対しては何ら問題がないんだと県が言ったということなんですけど、私も県庁へ行って聞いてきました。それは、落札候補者になって、何らかの特別な事情があつて、この工事が受けられないということであれば、それは何のおとがめもありませんと。ただ、入札資格もないのに札を入れた行為、そして、落札候補者になったこと、この入札妨害に対しては、明らかに不誠実な行為ですねと。もしそういうことが事実であるならば、この入札参加ということを知られたときに、入札に札を入れる前に辞退届をきちっと出すべきなんですと。これを出していないということは明らかに不誠実な行為ですと、はっきり言われていましたよ、市長。いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私の応援者とかそんな話、これに関しては私の権限が及ばない

ところでの判断でありますので、最終的には私は決裁しますがけれども、県にも問い合わせして、応札時には気づいていなかったということの中での判断、それを契約前に気づいて辞退したという話でありますので、これにつきましては、県にも確認して……。

（「だから、あかんと言っているんです。県はあかんと言っているんだから」と呼ぶ者あり）

市長（岩田昭人君） 県はあかんと言っておりません。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） もう（聴取不能）県は特別な事情があった場合に落札候補者になった後に断ってきた場合、それは構いませんよと。でも、今回のようなケースはあかんと言っておるんですよ。辞退届をちゃんと出せと。不誠実な行為ですわねと。私は県のその担当者に聞いた。これは明らかに指名停止ですよと。そうしたら、県は口を濁しました、1回。いや、実は県は指名競争入札して余りないんですよと。一般競争入札なんですということだったもので、いや、実は、県がもし指名競争入札もあるやろうと、そのあったときにこういうことがあったら指名停止やろうと言ったら、はっきりうなずいていましたよ。そして、これ、やっぱり、指名停止です。指名停止要領を見ても、第1、虚偽記載、これ、虚偽記載に当たるかどうかはわからないけれども、入札参加できないような書類を市にそのまま資格もないのに出し続けていたということについては、僕は虚偽記載にも拡大解釈してなるんじゃないかなという気がするんですけどけれども、県庁の職員が言われていたように、不正または不誠実な行為、これがある場合は、不相当であると認められた場合は、1カ月以上9カ月以内の指名停止ですよということです。ですので、私は、本当に市長に申し上げたいのは、この監査請求もそうですけど、監査請求のときに、一番言いたかったのは、我がらは悪いことをさんざんしておいて、そして、そうじゃないですか、それで、相手によって、PFI反対した業者かもしれない、相手によって、告訴もしなくてもいいところを告訴しておいて、一方では、甘くて何の措置もしない。こんなやつたら、尾鷲、何でもやり放題ですよ。こんなことで何にもせなんだら。これこそせなあかんのじゃないですか。こっちはしなくていいけれども、こっちこそせなあかんのじゃないですか、処分を。だから、公平にやってほしいですよ、公平に。公平にやるべきです。だから、本当に自分たちが悪いことをしたら悪いことの責任、市長、もう一回、僕はもう一回、委員会で僕は追及したいと思っていますけれども、責任をとらないとおか

しいですよ。だから、本当に、僕はいつからどこかの独裁国家みたいなことになったのかなと、こんな不公平なやり方してね。不公平ですよ、こんなの、完全に。

僕、市長に最後に言いたいのは、済みません、議長、もう一言だけ。1月26日の日、陳述の日ですよ、これ、13時30分から始まりました。僕、後から聞いたけれども、この監査請求というのは27年ぶりですよ。小川欽彌さんが前やったらしいですけど、27年ぶりの尾鷲市政、始まって以来、2回目の監査請求なんですよ。それが、市長が出ていた会議というのが、広域連合の全員協議会だということじゃないですか。広域連合の会議なんてというのは、定例議会が終わった後にやりますでしょう。その全員協議会なんて、本当に1年に1回あるかどうかですよ。何で、これまで尾鷲市政の2回目の陳述の時間帯と、何で年に1回あるかないかの会議が重なるんですか。それも13時30分。時間まで重なっておる。だから、僕は市長に逃げないでほしいんですわな。逃げないで。これは監査請求の僕は限界やと思うんやけど、これは何らかの手段をとらないといけないんじゃないかと僕は思っていますけど。やっぱり逃げないでほしいと僕は思います。本当に逃げないで。きちっとした説明を僕は市民の方々に、こんな不公平なことをしておってだめだと思ふし、きちっとした説明を市民の方にしてほしいと、そういうふうに思います。

これで終わります。済みません。延長しました。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 自分だけ言って、自分は意見を……。公明正大は私のモットーでありますので、それはきちんとやっています。

11番（奥田尚佳議員） ちょっと待ってくださいよ。議長。

議長（村田幸隆議員） 許可します。

11番（奥田尚佳議員） ちょっと公明正大だったらこういうことしないでくださいよ。それとちゃんと責任とれよ、これ。監査請求した件に。

議長（村田幸隆議員） わかりました。

以上で本日の一般質問を打ち切ります。

ただいまの一般質問の中で不穏当な言葉がございました。その一つは、議会から監査委員も選出しておりまして、監査は十分機能しておると私は認識をしております。それを監査は機能していないという発言は不穏当と認めますので、発言の取り消しを命じます。あと1点、新聞社ほうそを書いておるといふ発言もございましたけれども、これも不穏当と見て、発言の取り消しを命じます。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。あす3日火曜日午前10時より続行することいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

[散会 午後 0時14分]